

**【黒磯那須共同火葬場那須聖苑】  
指定管理者募集要項**

令和8（2026）年7月  
黒磯那須共同火葬場組合

黒磯那須共同火葬場組合は、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び黒磯那須共同火葬場の設置等に関する条例（昭和39年条例第1号）第7条の規定により、次のとおり当該施設を管理運営する指定管理者の候補者を募集する。

## I 対象施設の概要

### 1 名称及び所在地

名 称 黒磯那須共同火葬場那須聖苑（以下「那須聖苑」という。）  
 所在地 那須郡那須町大字高久甲1254番地1  
 設置時期 平成6年9月  
 施設概要 詳細は別紙仕様書を参照

### 2 施設の設置目的

那須聖苑は、黒磯那須共同火葬場の設置等に関する条例第1条の規定に基づき、火葬場という人生の終末に関わる高度なサービスが求められる施設として、住民の公衆衛生及び福祉の向上を図ることを目的に設置されている。

### 3 施設の規模等

- (1) 名 称 黒磯那須共同火葬場那須聖苑  
 (2) 所在地 栃木県那須郡那須町大字高久甲1254番地1  
 (3) 設置時期 平成6年9月  
 (4) 敷地面積 4,224.6㎡  
 (5) 延床面積 1,128㎡  
 (6) 建築構造 鉄筋コンクリート造  
 (7) 施設各棟 火葬棟：火葬炉3基（台車式前入後出し）、炉前ホール、事務室、監視室、玄関前ホール、収骨室（2室）、休憩室、制御室等  
 待合棟：待合室（3室）、待合ホール、トイレ、授乳室、湯沸室等  
 (8) 駐車場 会葬者用、バス専用駐車場  
 (9) その他 外構 進入路、植栽、緑地等

### 4 実績

#### (1) 指定管理料（過去3年間）

令和5年度	32,087,000円
令和6年度	32,209,000円
令和7年度	30,957,060円

#### (2) 火葬件数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
火葬件数	1,210件	1,340件	1,197件

## II 管理運営の条件

### 1 管理の基本方針

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的扱いをしないこと。
- (3) 利用者や地域住民の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。

### 2 管理の基準

- (1) 休日 1月1日、1月2日及び友引の日
- (2) 使用時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 火葬時間

午前	9:00	9:30	10:00	—
午後	1:30	2:00	2:30	3:00

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする。詳細については、黒磯那須共同火葬場 那須聖苑 指定管理業務 仕様書を参照すること。

なお、指定管理者は指定管理業務を自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、黒磯那須共同火葬場組合（以下「組合」という。）の承認を受けて第三者に委託できるものとする。

- (1) 火葬に関する業務（収骨、残灰処理等の仕様書に定める付随業務を含む）
- (2) 火葬証明書及び分骨に伴う火葬証明書の交付に関する業務
- (3) 待合室の当日使用許可に関する業務
- (4) 火葬炉及び待合室の使用料の収受に関する業務
- (5) 施設等の維持管理に関する業務
- (6) 施設の運営に関する業務
- (7) 上記に掲げるもののほか、那須聖苑の管理運営上、管理者が特に必要と認める業務

### 4 指定の期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とする。

- (1) 指定の期間は、組合議会の議決を経て、正式に確定する。
- (2) 黒磯那須共同火葬場の設置等に関する条例第14条第1項の規定に基づき、指定後であっても、指定管理者の責めに帰すべき事由より当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

### 5 指定管理料（委託料）

#### (1) 指定管理料の基準額

指定期間5年間の指定管理料の提案上限額は、186,695,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

また、提案額は指定期間における指定管理料の上限額とし、各年度の指定管理料は指定管理者の提案額を基準に、組合と指定管理者が協議を行い年度ごとに決定する。

なお、各年度の指定管理料決定のための協議の際に、指定管理者による管理運営の水準が、この募集要項や事業計画書、協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがある。減額の基準及び手続等については、協定で定める。

【参考】別表 指定管理料積算内訳のとおり

(2) 管理運営に要する経費

那須聖苑の管理に係る全ての費用は、指定管理料をもって充てるものとする。ただし、施設の大規模な修繕を除く。

ア 指定管理料に含まれるもの

人件費、事務費、事業費、管理費

イ 指定管理料に含まれないもの

- ・建物の火災保険料
- ・50万円／1件当たりを超える修繕費・工事費
- ・建物及び重要設備の更新費
- ・予約管理システムの使用料
- ・その他組合管理者が必要と認める費用

(3) 修繕費の取扱い

修繕費については、経費削減、予算不足等のために修繕が実施されないことがないように、組合が見積りした金額100万円を毎年度収支予算に計上すること。なお、100万円を修繕費の限度とし、限度額を超えた場合には組合と案件ごとに協議すること。

(4) 燃料費の取扱い

燃料費については、年度協定書の収支予算書に計上した燃料費の予算額に余剰金が生じた場合は、精算をして組合に返還することとし、その返還に係る手続等は協定で定める。

(5) 施設使用料の取扱い

施設の利用に際して利用者が支払う使用料は、組合の歳入とする。

なお、黒磯那須共同火葬場の設置等に関する条例第5条に規定する使用料については、自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2に基づき指定管理者が徴収、集計、納入を行うこと。当該使用料は、公金として厳正に取扱い、徴収した日から10日以内に組合の指定口座に納入すること。

(6) 支払方法

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者からの請求に基づき分割して支払うものとする。なお、支払方法・回数等については、毎月の業務完了報告書及び請求書受理後、30日以内に年額を12等分した額を支払うものとする。

(7) その他

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容で管理するものとし、改正に伴い費用が増減する場合は、協議により指定管理料を改正するものとする。

また、組合の方針により管理方法等が変更となった場合についても、変更となった内容で管理するものとし、協議により指定管理料を改正するものとする。

### Ⅲ 申請の手続

#### 1 申請書の提出

##### (1) 提出期限

令和8年8月6日(木)午後3時00分(必着)

※(2)の提出先の窓口での受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後4時までとなっております。

##### (2) 提出先

黒磯那須共同火葬場組合 事務局  
(那須塩原市環境戦略部ネイチャーポジティブ課内)  
住所 栃木県那須塩原市共懇社108番地2  
TEL 0287-62-7142  
FAX 0287-62-7202  
E-mail nature-positive@city.nasushiobara.tochigi.jp

##### (3) 提出部数

13部(正本1部、副本12部)  
及び提出書類一式の電子データ(副本1部)

##### (4) 提出方法

(2)の提出先に持参し、又は郵送すること。  
なお、電子データについては、データをCD-ROMに保存して提出すること。

#### 2 申請資格等

指定管理者の指定申請を行う者(共同事業体による申請にあつては、全ての構成団体)は、次の資格を満たすことを要する。ただし、(1)については、共同事業体のうち、少なくとも1つの団体(又は当該業務を担当する構成員)が満たしていればよい。

##### (1) 火葬場の管理運営業務に知識を有し、当該施設を安全かつ円滑に管理運営できる者であること。

ア 火葬業務に3年以上携わった者を有すること。

イ 甲種防火管理者、危険物取扱者乙4類を取得している者を有すること。  
(令和9年4月1日までに取得見込も可とする。)

##### (2) 法人又はその他の団体であること。

##### (3) 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者

ウ 自治法施行令第167条の4の規定により那須塩原市又は那須町における一般入札等の参加を制限されている者

エ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 那須塩原市暴力団排除条例(平成24年那須塩原市条例第3号)又は那須町暴力団排除条例(平成24年那須町条例第8号)に規定する暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有する者

カ 国税又は地方税を滞納している者

キ 組合における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたもの又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (4) 次のいずれにも該当する団体であること。
- ア 施設の運営が住民の平等利用を確保することができる団体であること。
  - イ 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる団体であること。
  - ウ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。
- (5) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、代表者を定めて申請すること。
- なお、当該グループの構成員のいずれかが(2)、(4)若しくは(6)の要件を満たさない場合、又は(3)のいずれかに該当する場合は、指定を受けることができない。
- (6) **公募説明会に参加していること。（「P.6 4 公募説明会等」を参照）**

### 3 提出書類等

- (1) 応募する際には、指定申請書（黒磯那須共同火葬場の設置等に関する条例施行規則様式第4号（第8条関係））に次に掲げる書類を添えて申請すること。
- ア 事業計画書（様式第5号）
  - イ 収支予算書（様式第6号） 令和9年度分及び10年度分
  - ウ 定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
  - エ 当該団体の直近3カ年の決算書（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、財産目録等）
  - オ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
  - カ 国税及び地方税の納税証明書（直近3年分、納税義務がない場合はその旨の申立書）
  - キ 火葬業務に3年以上携わった者の証明書
  - ク 資格取得状況（甲種防火管理者、危険物取扱者乙4類等）
  - ケ 法人等が行っている主要な事業の概要及び実績
  - コ 共同事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状（参考様式）
  - サ その他必要な書類
- (2) 申請に当たっては次の事項に留意すること。
- ア 提出書類の変更の禁止  
提出期限後においては、提出書類の内容変更は原則認めないこととする。
  - イ 虚偽の記載をした場合の失格  
提出書類の内容に虚偽又は不正があつた場合は失格とする場合がある。
  - ウ 提出書類の取扱い  
提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しないこと。
  - エ 申請の辞退  
書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
  - オ 提出書類の著作権及び公表  
提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類については、その全部又は一部を無償で使用できるものとする。
  - カ 費用負担  
申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。
  - キ 追加書類の提出  
組合は、提出された書類の補足する資料の提出を求める場合がある。
  - ク 重複申請の禁止

共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと、または、単独の申請者となっていないこと。

#### 4 公募説明会等（応募資格必須条件）

- (1) 日 時 令和8年7月22日（水）友引の日 午後2時00分から
- (2) 場 所 那須聖苑 待合室
- (3) 参加人数 各団体2名以内とする。ただし、複数の企業・団体で共同事業体を組む場合にあつては、各構成企業・団体につき2名以内とする。
- (4) その他 参加する場合には、令和8年7月17日（金）までに、団体名、参加人数及び連絡先をFAX又は電子メールで、組合事務局に連絡すること。  
参加申込みの様式は任意とする。

#### 5 募集要項等に関する質問

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問受付
  - ア 令和8年7月23日（木）から令和8年7月27日（月）午後3時00分まで
  - イ 質問を行うことができる者は、公募説明会（令和8年7月22日（水）開催）に出席した法人等に限る。
  - ウ 質問は、質問票（別添様式）により行う。（電話、口頭による質問は受け付けない。）
  - エ 質問票は、前記Ⅲ「申請の手続」1（2）へFAX又は電子メールで送付のこと。なお、送付の際は、説明会出席時に配付した「受付番号」を質問票に明記すること。
- (2) 回答方法
  - 質問に対する回答は、電子メールにより令和8年8月3日（月）までに行う。質問した法人等だけでなく、申請を予定している全法人等を対象に行うため、配信を希望する法人等は、事前に連絡すること。

## IV ヒアリング・選定基準

### (1) 選定基準

応募団体に対するヒアリングを実施する。ヒアリング内容を基に選定委員会で審査し、指定管理者候補を選定する。

選定基準	審査項目	配点
1 施設の管理運営能力	(1) 申請団体の経営状況 ・安定的な管理運営ができる財務状況であるか。	10点
	(2) 管理運営に係る人的・物的体制 ・管理運営体制、人員配置等は適切であるか。 ・知識とノウハウを持つ人員が配置されているか。 ・安定的な運営が可能となる執行体制となっているか。 ・利用者の安全対策や緊急時の対応について示されているか。 ・個人情報保護の方針及び取組が示されているか。 ・火葬施設の火葬業務受託実績	20点
2 住民サービスの向上	(1) 利用者の平等な利用の確保 ・利用者の平等な利用が確保できる体制が整っているか。 ・利用者にとって分かりやすい情報提供がされているか。	10点
	(2) 利用者に対するサービスの向上 ・施設の設置目的及び管理内容を理解しているか。 ・利用者の意見を取り入れる仕組み及び苦情等への対応方針等について示されているか。	15点
	(3) 施設の効果的な活用 ・施設の適切な維持管理について示されているか。 ・当該地域の風習、慣行を熟知しているか。	15点
3 管理経費の縮減	(1) 指定管理料の提案額 ・サービスの低下を招くことなく、経費を縮減する提案であるか。 ・経費縮減に加え、サービスの向上も期待できる提案であるか。	30点

### (2) 資格審査

次に該当する場合は失格とする。

ア 応募資格要件を欠くもの

イ 提出書類に虚偽の記載があったもの

ウ 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき

エ その他選定に係る不正行為のあったもの

- (3) 選定委員会による審査  
審査及びヒアリングを実施する。ヒアリングの日程は令和8年8月21日(金)を予定しており、あらかじめ応募者に別途通知する。  
なお、選定委員会の審査の結果、該当者なしとする場合もある。
- (4) 選定結果の通知  
選定結果については、応募全法人等に文書で通知する。

## V 協定の締結等

### 1 協定の締結

組合は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、次に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

#### (1) 基本協定

指定期間全体（5年間）を通じて適用する事項については、包括協定を締結する。

【基本協定の主な内容（予定）】

- ① 管理業務の基本的項目（業務の内容等）
- ② 指定管理料及び利用使用料に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 指定の取消し等に関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑨ その他

#### (2) 年度協定

年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに取り決めるべき事項については、年度協定を締結する。

【年度協定の主な内容（予定）】

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ その他

#### (3) その他

指定管理者が管理の開始前までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除できるものとする。

ア 財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。

イ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

### 2 指定管理業務の準備

指定管理者の指定から指定期間までの間、業務の習得等の事前研修、必要書類の作成及び各種印刷物の作成等、指定管理業務を行うための準備を十分に行うものとし、その費用は全て指定管理者として指定された法人又はその他の団体の負担とする。

## VI 留意事項

- (1) 関係法令の遵守  
応募書類の作成に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 応募内容の変更禁止  
提出期限後において、提出された書類の内容は変更できないものとする。ただし、組合から申し入れた場合は除く。
- (3) 応募書類の取扱い  
応募書類は理由の如何を問わず、返却しないものとする。また、応募に関して必要な費用は応募者の負担とする。
- (4) 応募書類の著作権  
応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、指定候補者の選定の公表等必要な場合には、応募書類の内容を組合は無償で使用できるものとする。
- (5) 接触の禁止  
選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じる。  
接触の事実が認められた場合、失格になることがある。
- (6) 資料の取扱い  
組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。  
また、この検討の目的の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。
- (7) その他  
応募に際しては、黒磯那須共同火葬場那須聖苑指定管理業務仕様書も併せて確認すること。

## VII 問合せ先

黒磯那須共同火葬場組合 事務局

(那須塩原市環境戦略部 ネイチャーポジティブ課 (2階 10番窓口) 内)

〒325-8501

栃木県那須塩原市共懇社108番地2

TEL 0287-62-7142

FAX 0287-62-7202

e-mail: nature-positive@city.nasushiobara.tochigi.jp

※窓口及び電話の受付時間は、土日祝日を除く、午前9時から午後4時までとなっております。

## 別表 指定管理料積算内訳

項目	積算額 (千円)	内訳
(1) 人件費	16,964	
(2) 事務費		
衛生関連消耗品	200	トイレトーパー、ティッシュペーパー、石鹼等
火葬関係消耗品	500	ローソク、御香炉灰、棺受金物、石灰等
施設関連消耗品	300	蛍光灯、電球、除草剤、混合油、ごみ袋、お茶、炉前用手袋、FAX用トナー、他事務用品等
(3) 光熱水費等		
燃料費	10,814	○令和7年度使用量 68,800ℓ/年
電気代	3,600	○令和7年度使用量 71,130kwh/年
水道代	60	○令和7年度使用量 226m <sup>3</sup> /年
ガス代	250	○令和7年度使用量 237.6m <sup>3</sup> /年
(4) 通信運搬費	260	電話代・コピー・FAX代・プロバイダ料金等
(5) その他事業経費	25	クリーニング代、NHK受信料等
(6) 管理費		
浄化槽清掃費	198	
施設清掃費	583	
地下灯油タンク定期点検費	66	
受水槽清掃点検費	66	
合併浄化槽保守点検費	110	
電気工作物保守点検費	209	
非常発電設備点検費	275	消防法上の発電機ではないもの
消防設備保守点検費	35	
施設損害賠償責任保険	17	
道路保険	55	
軽微な修繕費	1,000	
樹木選定業務費	275	
夜間機械警備業務費	209	
事業ごみ処理費	308	
その他一般管理費	960	
計	37,339	37,339×5年分=186,695

※その他 生垣の剪定業務及び業務用エアコン点検は指定管理者職員が行っている。

## 黒磯那須共同火葬場那須聖苑指定管理者募集要項質問書

質問者	住所	
	団体名	受付番号 (            )
	連絡先	

番号	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	

※質問が多い場合は、この様式を複数枚に分けて記入してください。